



＼税理士が教える経営に役立つ税制情報／

TAX & LAW



TKC近畿兵庫会神戸西支部
広報委員 堀野貴裕

令和7年分所得税の確定申告に向けて準備を

令和7年分所得税の確定申告期間は、2月16日～3月16日です。特に個人事業者、不動産賃貸業者は余裕を持って、所得計算や控除に必要な書類や資料を準備しましょう。

事業所得以外の収入也要確認

一定以上の所得があった個人事業者等は確定申告をする必要があります。「所得」とは、収入から必要経費を差し引いたものです。また、事業所得以外の収入についても、令和7年中に受け取ったものについては申告が必要な場合もあります。

申告が必要な収入のケース	
□個人事業者として一定の収入があった	□金融機関以外から利子等を受け取った
□各種補助金、助成金、給付金、協力金の収入があった	□生命保険等の受け取り、満期、解約があった
□地代・家賃の収入があった	□火災保険等の満期、解約があった
□配当金・分配金を受け取った	□ゴルフ会員権等を売却した
□2カ所以上から給与・報酬を受け取った	□株式等の売却、暗号資産の売却等があった
□公的年金(国民年金、厚生年金、恩給、退職年金)を受け取った	□山林を伐採しての譲渡や立ち木のままでの譲渡があった
□講演料や原稿料を受け取った	

基礎控除額の見直し

令和7年分の所得税については、合計所得金額が2,350万円以下である個人の基礎控除額が以下の通り見直されています。基礎控除は納税者本人の合計所得金額に応じてそれぞれ次のとおりとなります。

納税者本人の合計所得金額	控除額		
	令和6年分以前	令和7年分 令和8年分	令和9年分以後
132万円以下	48万円	95万円	95万円
132万円超336万円以下		88万円	58万円
336万円超489万円以下		68万円	
489万円超655万円以下		63万円	
655万円超2,350万円以下		58万円	
2,350万円超2,400万円以下		48万円	48万円
2,400万円超2,450万円以下	32万円	32万円	32万円
2,450万円超2,500万円以下	16万円	16万円	16万円
2,500万円超	0円	0円	0円

参考文献：「事務所通信2026年1月号」(TKC出版)

県内中小企業の全産業・業種別の売上高（速報値）を公開中！

ひょうご企業業績 |

